

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ



4月から、75歳以上の人（一定の障害がある65歳以上の人を含む）を対象とした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。平成20年度の保険料の納付方法と納付時期についてお知らせします。

## 保険料の納め方

- ① 年金から天引き
- ② 納付書で納める

保険料は、原則として年金から天引きされます。

しかし、受給している年金の額などによって納付書で納める（普通徴収）人と、年金から天引きされる（特別徴収）人に分かれます。

## 年金天引きの対象者

市では、原則として、平成19年10月末現在、75歳以上の国民健康保険加入者で、年間18万円以上の年金を受給している人を年金天引きの対象としています。

## 納付書で納付の対象者

平成19年11月から20年4月

が送付されますが、納付は10月からです。

【注意】 7月および10月から納付書で納付開始の人でも、次の要件に該当する人は、10月から年金天引きの対象となる予定です。

- ▼ 年額18万円以上の年金を受給している人で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下の場合。
- ※ 該当する人には、7月中旬に送付する納入通知書でお知らせします。

## ◆その他

▼ 4月以降、75歳になる人は、誕生月の翌月から納付開始。ただし、保険料が確定する前の4月から6月生まれの人については、保険料確定後の7月からの納付開始となります。

※ 誕生月の翌月に、保険料納入通知書と納付書を送付します。今年度の保険料対象期間は、誕生日の属する月から平成21年3月までとなります。3月までの残りの納期で1期当たりの保険料額が算定されます。

▼ 65〜74歳の人で身体などに障害があり、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人については、申請日の属する月から保険料が算定されます。納入通知書と納付書は、認定後に随時送付されます。詳しくは、お問い合わせください。

▼ 口座振替を希望する人は、市内金融機関での手続きが必要となります。

## 【問い合わせ】

総務部税務課  
国民健康保険税係  
02220(22)2163

## 【保険料の納期と納期限】

月	年金天引きの対象者	納付書で納付の対象者
4月	仮徴収保険料（15日）	—
5月	—	—
6月	仮徴収保険料（13日）	—
7月	—	第1期（7月31日）
8月	仮徴収保険料（15日）	第2期（9月1日）
9月	—	第3期（9月30日）
10月	確定後の保険料（15日）	第4期（10月31日）
11月	—	第5期（12月1日）
12月	確定後の保険料（15日）	第6期（1月5日）
1月	—	第7期（2月2日）
2月	確定後の保険料（13日）	第8期（3月2日）
3月	—	第9期（3月31日）

◆ 年金天引きの対象者 = 4・6・8月の保険料額は、平成19年所得確定前のため、仮徴収額となっています。所得確定後、7月中旬に年間保険料納入通知書を送付します。10・12・2月の保険料額は、年間保険料額から3回分の仮徴収保険料額を差し引いて、残額を3回で割った額となります。

◆ 納付書で納付の対象者には、7月中旬に年間保険料納入通知書と納付書を送付します。

## 【表1】 保険料負担の激変緩和措置

減額などの措置期間	減額後の保険料（年額）		備考
	所得割額	均等割額	
平成20年4月～9月	0円	0円	全額凍結
平成20年10月～21年3月	0円	1,900円	5%賦課
平成21年4月～22年3月	0円	19,300円	半額賦課

## 戸籍の届出、証明書などの交付請求には本人確認書類が必要です

戸籍の届出をするときや証明書を取得するときに、写真付きの確認書類による「本人確認」を行うことが法律で定められました。

これは、第三者が本人になりすまして戸籍の虚偽の届出をしたり、住民票やその他証明書を不正に取得したりすることを防止するなど、市民皆さんの個人情報保護のために行われるものです。

## 本人確認の方法

- ① 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がある場合は、次のいずれか1種類を提示
- ▼ 運転免許証
- ▼ 住民基本台帳カード
- ▼ パスポート など
- ② 顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合は、次のうち2種類を提示
- ▼ 健康保険者証
- ▼ 年金手帳
- ▼ 国民年金証書
- ▼ 介護保険者証 など
- ③ 職員による聞き取りなどにより確認させていたいただくこともあります。

## 本人確認が必要な手続き

- ① 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届
- ② 転入届、転出届、転居届、世帯変更届
- ③ 戸籍謄抄本、住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書、各種税証明、臨時運行許可証、身分証明書

## 【問い合わせ】

- ▼ 市民生活部市民生活課 戸籍係  
02220(58)2118
- ▼ 各総合支所市民福祉課 市民福祉係

## カウンセラーによる教育相談を行っています

市教育研究所では、不登校・いじめなどの子どもにかかわる悩みを抱えている人のために、専門のカウンセラーを配置して教育相談を行っています。

電話での相談もできますので、一人で悩まずにご相談ください。

## 【相談日時】

相談日	相談時間
5月 26日（月）	
6月	3日（火） ① 9:00～9:50
	10日（火） ② 10:00～10:50
7月	17日（火） ③ 11:00～11:50
	24日（火） ④ 13:00～13:50
7月	1日（火） ⑤ 14:00～14:50
	8日（火） ⑥ 15:00～15:50
7月 15日（火）	

※ 8月以降については、後日お知らせします。

【場所】 市視聴覚センター 2階教育相談室

【相談方法】 面接、電話

※ いずれの場合でも予約が必要です。

【予約時間】 月曜から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後3時まで

【相談専用電話】 ☎ 0220(22)8125

【予約先・問い合わせ】

市教育研究所  
☎ 0220(22)8029



## 「精神保健入門講座」受講者募集

市では、こころの健康づくりを応援するために、精神保健入門講座を開催します。こころの病気、障害に対する理解を深めて、こころ豊かに暮らしていきましょう。どなたでも受講できます。気軽にご参加ください。

## 【プログラム】 4回シリーズ

今回は、最近増えているといわれる身近な病気である「うつ病」をテーマにした研修です。

回	開催日	内容
1	6月19日（木）	・開講式 ・講話「こころの病気を知ろう」 講師＝国見台病院 小田康彦先生
2	7月2日（水）	・話し合い、ストレスチェック 「自分の気持ちを見つめてみよう」 ・いろいろな精神保健福祉サービスの紹介
3	7月16日（水）	・講話「気持ちを大切に伝えよう」 講師＝家族相談士 加藤美香先生
4	7月29日（火）	・話し合い「こころの健康のために こんなふうに住らしていこう」 ・開講式（3回以上参加した人に受講証を交付）

【場所】 市役所登米庁舎 2階会議室

【時間】 午前10時～11時45分

【募集人員】 20人（先着順）

【申込方法】 電話

【申込期限】 6月4日（水）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係  
☎ 0220(58)2116